

# 仕 様 書

ルミネスバッジ・リングバッジ・ビジョンバッジによる個人被ばく放射線量の検定測定については、次のとおり実施するものとする。

1 バッジの種類等は、次のとおりとする。

区 分	機 種	着用期間
ルミネスバッジ測定	SGタイプ (X線・γ線・β線用)	1ヶ月
ルミネスバッジ測定	KGタイプ (X線・γ線・β線、熱中性子線、 高速中性子線用)	1ヶ月
リングバッジ測定	Rタイプ (X線・γ線又はβ線用)	1ヶ月
ビジョンバッジ測定	VLタイプ (X線・γ線・β線用)	1ヶ月

- 上記バッジは、着用期間の始期に間に合うように、バッジ送付案内書により送付すること。
- 必要な数のバッジケース及びチップを無償貸与すること。ただし、6か月以内に委託者より返却されない場合には、未返却代金として委託者に請求できる。
- 測定は、上記1の着用期間に応じて実施し、その結果を被ばく放射線量測定報告書(一括及び個人用)により報告すること。
- 上記4の期限を20日以内とする。(委託者がバッジを返送した日を起算日とし、委託者が報告書を受理する日までの期限をいう。)
- 別に定める通報管理基準を超えて被ばくにあった場合は、測定途中でも判明しだい連絡すること。
- 受託者は委託業務を完了したときは、遅滞なく委託業務完了届を提出しなければならない。本件の上記委託業務完了届は、上記4の報告書をもってあてることとする。
- 同等品を使用することを可とする。
- 郵送に係る費用を負担すること。
- 必要に応じ、電子化された検査データを提供すること。
- この仕様書に記載されていない事項に関して疑義が生じた場合は、双方協議の上これを解決するものとする。

## 特記仕様書

- 妨害又は不当介入に対する通報義務  
受託者は契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- 受託者は、暴力団当による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。